

第17回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 平成18年3月28日(火)午後3時～午後5時00分

場 所 生駒市コミュニティセンター 206会議室

出席者(敬称略)

委 員 下村敏博、風間規男、小林英子、中尾芳巳、西村清、前場トモ子、
眞杉紀久代

実施機関職員 消防本部通信施設整備推進室長 山田昌美、同室主幹 影
林茂樹、情報政策課長 奥山良海、同課長補佐 田島誠、同
課情報システム係長 久保悟史

事務局 企画財政部長 窪田勝博、文書課長 新谷厚、情報公開室長 堀本
慎一、同室主査 眞銅美雪

配付資料

- 1 レジユメ
- 2 諮問個第18号諮問書類一式
- 3 諮問個第19号諮問書類一式
- 4 指定管理者制度の概要
- 5 生駒市個人情報保護条例抜粋(第13条、第30条、第31条)

議 題

- 1 諮問個第18号 救急支援画像配信システム(以下「配信システム」という。)を利用するに当たり、救急現場における傷病者の画像を医療機関等の電子計算機で視認できるように、実施機関(生駒市消防長)の個人情報を処理する電子計算機と医療機関等が管理する電子計算機とを結合することについて
- 2 諮問個第19号 公の施設の指定管理者制度の実施に伴い、実施機関(生駒市長)の個人情報を処理する電子計算機と指定管理者

が管理する電子計算機とを結合することについて

審議内容

1 諮問個第18号について

〔結論〕

配信システムを利用するに当たり、本市の電子計算機と医療機関等が管理する電子計算機とを結合することについては、インターネットに接続されている消防本部のサーバ(以下「本部サーバ」という。)の画像データ(以下「データ」という。)を傷病者搬送後、速やかに消去する等、セキュリティ対策に充分留意する旨を申し添えて、適当なものと認める。

なお、今後、新たな医療機関と結合する場合は、諮問を要するものとする。

答申の詳細については、会長と副会長に一任する。

〔審議経緯〕

(1) 事務局概要説明

事務局から、諮問内容についての概要説明があった。

(2) 実施機関説明

所管課である消防本部通信施設整備推進室から、詳細説明があった。

(3) 質疑

次のような質疑があった。

Q 配信システムを利用して、画像を基に医師からの指示を受けることによって、救急救命士(以下「救命士」という。)が行う救命行為の範囲が広がるのか。

A 救命行為の範囲は広がらない。

救命士は国家試験があり、医療従事者の扱いになっており、医師の具体的又は包括的指示のもと、心肺停止状態の傷病者に対して特定行為(電氣的除細動、気管挿管による気道確保等)を行うことができる。

電氣的除細動については、包括的指示(事前教育等)で医師にその都度指示を受けなくてもできるが、気管挿管等については、医師の具体的な指示が必要になるので、現在は携帯電話を利用している。また、今年4月から新たに薬剤(強心剤)の投与が可能になるが、これも医師の具体的な指示が必要である。

配信システムを利用することにより、医師が画像で傷病者の状況を確認できるので、救命士は、より早く、的確な指示を受けることができる。

また、医師からは交通事故等の場合、治療する上で事故の状況を知ることが必要だということで、以前から現場写真を撮ってきて欲しいとの要望があったが、配信システムでは、ウェアブルコンピュータにより、救急車外の画像も送ることができるため、それにも対応が可能である。

Q 消防は24時間いつでも対応できるが、協力医療機関でも24時間対応できるのか。

A 24時間対応可能である。また、インターネットを利用することにより、担当医師が救急救命センター(以下「救命センター」という。)のどの場所においても、一番近くのパソコンを利用できる。

Q 奈良県内で、他に同様のシステムを利用している所はあるのか。

A 県内ではない。

Q 配信システムを利用できるように救急車を装備するのに、1台当たりどれくらいの費用が必要なのか。

A ほとんどが既製品を利用しているので、1台当たり150万円程度で装備できる。

Q 市では救急車を何台保有しているのか。

A 非常用1台も含め4台保有している。

Q すべてに配信システムを装備するのか。

A 装備する予定である。

Q 全国的にこのようなシステムを利用しているところはあるのか。

A 吹田市消防と国立循環器センターと電波管理局が協力して、このような傷病者の画像を送信できるシステムを実験しているが、救急車内の画像のみが対象で、車外の画像も送ることができるのは、全国でも本市の配信システムのみである。横浜市や筑波市でも研究はしているが、実用化はまだである。

Q 医師の自宅からでもこの配信システムを利用して、インターネットで画像を見ることができるということだが、何人の医師が利用できるのか。

A 奈良県立奈良病院の医師が15名、近畿大学医学部奈良病院が5名、計20名で、いずれも救命センターに勤務している医師である。

Q 20名の医師全員に個別のパスワードを与えるのか。

A はい。

Q この2つの病院の救命センター以外の救命センターに搬送されることはあるのか。

A 橿原市の奈良県立医科大学附属病院の救命センターや、東大阪市の中河内救命センターに搬送することもあるが、ほとんどがこの2病院である。

パスワードを渡せば、他の救命センターの医師でもシステムを利用できるが、今のところは考えていない。今後、検討していきたい。

Q 資料には、データは医療機関において治療が終了すれば、破棄するとなっているが、具体的にはどのような手続になるのか。

A 医療機関や医師の自宅のパソコンには、データを蓄積できないシステムを予定しているので、本部サーバにのみデータが存在する。医療機関に傷病者を搬送し終えた時点で、本部サーバのデータを消去する予定である。

Q 現在、脈拍や心電図などの記録の保存は、どのようになっているのか。

A 心電図などの記録は、プリントアウトして紙ベースで10年間保存している。また、搬送記録も10年間保存している。

セキュリティの確保の面から、本部サーバからは搬送終了後速やかにデータ

を消去するが、医師からの要望等で保存する場合は、インターネットに接続されていない消防の業務用LANのサーバに手動で移して保存することになると思う。

データを保存するかどうかについては、今後、医師と協議した上で、検討したい。

Q 資料に「取得した個人情報、法令等で定める場合を除き、医療機関以外の第三者に提供されることはありません。」とあるが、ここでいう法令等で定める場合とはどういう場合か。

A 裁判所からの照会などである。

Q 資料に「医療機関は提供された個人情報について守秘義務を負い、このシステム以外で情報を使用することはできません。」とある。これは、データを本部サーバから消去した後に、医療機関から利用したいという要望があっても配信システムでは画像を見ることはできないということだと思うが、もし、別のサーバで保存することになった場合はどうなるのか。

A 当初は、救命センターに搬送後速やかに本部サーバから消去し、別のサーバで保存する予定はなかったが、今後、医師との協議の結果、一定期間保存することになり、医師からデータを提供して欲しいとの要望があれば、生駒市個人情報保護条例に基づいて、外部提供するかどうかの判断をすることになる。

Q パスワードによって、どこからアクセスがあったか確認できるのか。

A アクセスログの確認は可能である。

(4) 審議

次のような意見があった。

救命率の向上を図るということで、公益上の必要があるといえるのではないか。

データは、今後の治療等に有効に利用できる面もあると思われるの

で、すべて消去してしまうのではなく、外部からはアクセスできない別のサーバで一定の期間保存した方が良いのではないか。

搬送後、インターネットに接続した本部サーバから、データを削除することにより、外部からのアクセスは不可能になるとともに、医療機関等のパソコンにはデータをダウンロードできないことや、権限者にのみパスワードが与えられることで、セキュリティが図られるのではないか。

現在は、2つの医療機関が対象であるが、新たに他の医療機関と接続する場合は、諮問が必要ではないか。

(5) 答申について

答申については、会長及び副会長に文言等の詳細を検討していただいた上で、各委員に送付する。

2 諮問個第19号について

〔結論〕

公の施設の指定管理者制度の実施に伴い、実施機関（生駒市長）の個人情報処理する電子計算機と指定管理者が管理する電子計算機とを結合することについては、セキュリティ対策に充分留意する旨を申し添えて、適当なものと認める。

なお、今回諮問の対象となった4団体以外の指定管理者と、新たにオンライン結合をする場合には、諮問を要するものとする。

答申の詳細については、会長と副会長に一任する。

〔審議経緯〕

(1) 事務局概要説明

事務局から、諮問内容についての概要説明があった。

(2) 実施機関説明

所管課である情報政策課から、詳細説明があった。

(3) 質疑

次のような質疑があった。

Q 今回諮問の対象である4つの指定管理者が管理する公の施設で、新たに実施機関とのオンライン結合が発生する場合、再度諮問をすることになるのか。

A 今回の諮問は、指定管理者とのオンライン結合についての諮問であるので、この4つの指定管理者が管理する公の施設であれば、新たにオンライン結合が発生しても諮問する必要はないが、4団体以外の新たな指定管理者とオンライン結合する場合には、諮問が必要になる。

(4) 審議

次のような意見があった。

市民サービスの充実や事務の効率化が図られるため、公益上の必要性があるといえるのではないか。

指定管理者やその従業員も、生駒市個人情報保護条例の第13条、30条、31条の適用を受け、本市との協定書にも個人情報の取扱いについての項目があるので、個人情報の保護が図られるのではないか。

3 その他

事務局から、会議録については、「案」ができ次第各委員に送付するので確認いただきたい旨の依頼があった。